

女性参政権成立論再考：英米を事例に

笹岡伸矢・大槻きょう子

1. はじめに

ある国が民主制であるかどうかは、ダールの定義によれば、「政治的自由」と「政治参加（選挙）」の軸で論じられる（図1）。つまり、ある国で、政治的・市民的自由が確保され、成人男女すべてに参政権が与えられている状態を持って、民主制と定義できるということである。その方向に向かう流れを、一般的に「民主化」と呼ぶ。政治参加の観点から考えると、女性には参政権が与えられないなどの「制限選挙」が導入されている場合、それは民主制ではない。それらを単に非民主制や独裁制と呼ぶ場合もあるが、一定の自由や男子普通選挙が導入されている場合は、「準民主制（semi-democracy）」、「民主化途上体制」、「制限民主制（limited democracy）」などと評価することがある。

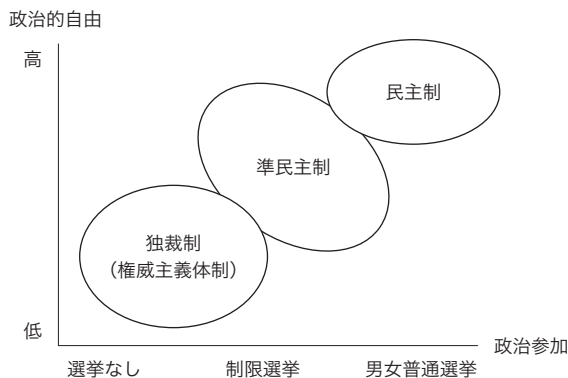


図1 政治体制のイメージ

表 1 女性参政権開始年

国・地域	年	国・地域	年	国・地域	年	国・地域	年
ニュージーランド	1893	ハンガリー	1945	ベルー	1955	ナイジェリア	1960
オーストラリア	1902	イタリア	1945	カメルーン	1956	ブルンジ	1961
フィンランド	1906	リベリア	1946	中央アフリカ	1956	ガンビア	1961
デンマーク	1915	パナマ	1946	チャド	1956	ルワンダ	1961
ノルウェー	1915	トリニダードトバゴ	1946	コンゴ	1956	シエラレオネ	1961
オランダ	1917	ルーマニア	1946	ベナン	1956	ジンバブエ	1961
ロシア・ソ連	1917	ユーゴスラヴィア	1946	ガボン	1956	タンザニア	1961
オーストリア	1919	アルゼンチン	1947	ギニア	1956	パラグアイ	1961
チェコスロヴァキア	1919	ベネズエラ	1947	コートジボワール	1956	ウガンダ	1962
ルクセンブルク	1919	中国	1947	マダガスカル	1956	ケニア	1963
ポーランド	1919	フィリピン	1947	マリ	1956	リビア	1963
ドイツ (戦前)	1919	ベトナム	1947	モーリシャス	1956	イラン	1963
カナダ	1920	ブルガリア	1947	ニジェール	1956	マラウイ	1964
アメリカ	1920	マルタ	1947	セネガル	1956	ザンビア	1964
スウェーデン	1920	イスラエル	1948	スーダン	1956	アフガニスタン	1964
アイスランド	1920	韓国	1948	トーゴ	1956	ボツワナ	1965
アイルランド	1922	北朝鮮	1948	エジプト	1956	シンガポール	1965
モンゴル	1924	ベルギー	1948	ブルキナファソ	1956	レソト	1966
イギリス	1928	コスタリカ	1949	カンボジア	1956	ガイアナ	1966
エクアドル	1929	チリ	1949	ラオス	1956	南イエメン	1967
南アフリカ (白人)	1930	インド	1949	パキスタン	1956	スワジランド	1968
スペイン	1931	シリア	1949	ハイチ	1957	フィジー	1970
ブラジル	1932	エルサルバドル	1950	ホンジュラス	1957	スイス	1971
ウルグアイ	1932	バルバトス	1950	レバノン	1957	バングラデシュ	1972
タイ	1932	ネパール	1951	マレーシア	1957	ヨルダン	1974
スリランカ	1934	ボリビア	1952	アルジェリア	1958	ポルトガル	1976
トルコ	1934	ギリシャ	1952	ソマリア	1958	南アフリカ (黒人)	1993
ビルマ (ミャンマー)	1935	台湾	1953	イラク	1958	オマーン	2002
キューバ	1942	ジャマイカ	1953	アルバニア	1958	バーレーン	2002
ドミニカ共和国	1942	メキシコ	1953	モーリシャス	1959	カタール	2003
フランス	1944	コロンビア	1954	モロッコ	1959	クウェート	2005
グアテマラ	1945	エチオピア	1955	チュニジア	1959	UAE	2006
インドネシア	1945	ガーナ	1955	キプロス	1959	サウジアラビア	2015
日本	1945	ニカラグア	1955	ザイール	1960		

出所：Ramirez, Soysal and Shanahan 1997. 一部修正

女性参政権獲得の問題は、比較政治学においてこの民主化の問題の1つとして位置づけられてきた。現在、世界で見た場合、ほとんどの国で女性参政権は認められている（導入年は表1、その推移は図2）。しかし、19世紀から20世紀前半にかけて、女性参政権が認められている国の方が圧倒的に少なかったのである。

本稿では、その対象としてイギリス¹とアメリカ²を取り上げる。イギリスであるが、この国では段階的に女性参政権が拡大した。まず、1918年に世帯主、世帯主の妻、5ポンド以上の不動産所有者、大卒者の30歳以上の女性

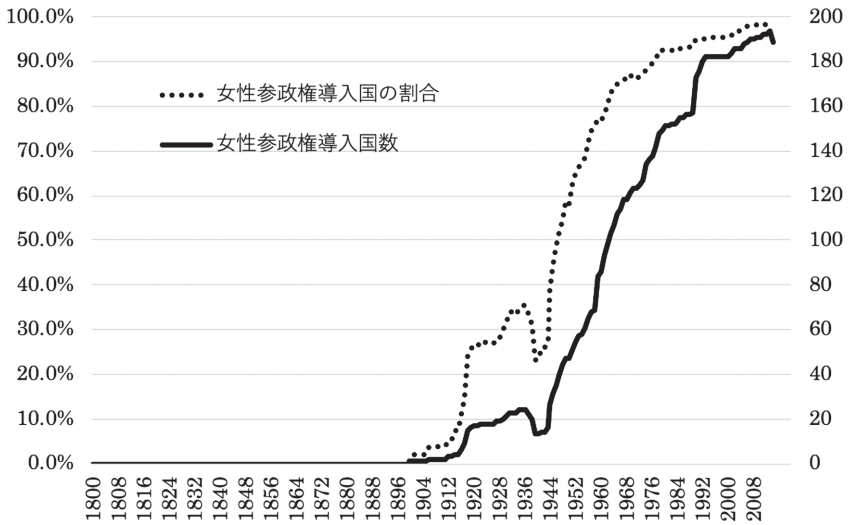


図2 女性参政権導入国数とその割合 (1800-2015)

注 成人女性全員に与えられた年。白人女性のみ与えられた場合は含まれない。

に選挙権が与えられ、1928年に男性と同じく21歳以上の女性に参政権が与えられた。本稿では1918年をひとまずの女性参政権獲得の年とみなす。

他方アメリカは、大きな2つの方法が存在した。1つは連邦レベルで女性参政権を認めるよう、合衆国憲法を修正し、以降、各州で憲法改正の批准を目指すというものであり、もう1つは、各州で女性参政権を認め、すべての州で達成するものであった。図3はアメリカの1919年当時における、各州の女性参政権成立状況である。以下、連邦レベルでの憲法修正の議論に限定していく。

本稿では、英米における女性参政権獲得に向けて運動家、政治家、政党、世論などの動きを包括的に眺め、女性参政権を認める法案成立に至るまでのこれらファクターや戦争といった変数の作用、役割を考察する。初めに、イギリスとアメリカにおける女性参政権運動の流れを概観する。次に女性参政権が認められる動機を分析する上で、変数となりうる要素をイギリス、アメリカの事例で考察する。ここでは女性参政権法案が導入される段階やその後

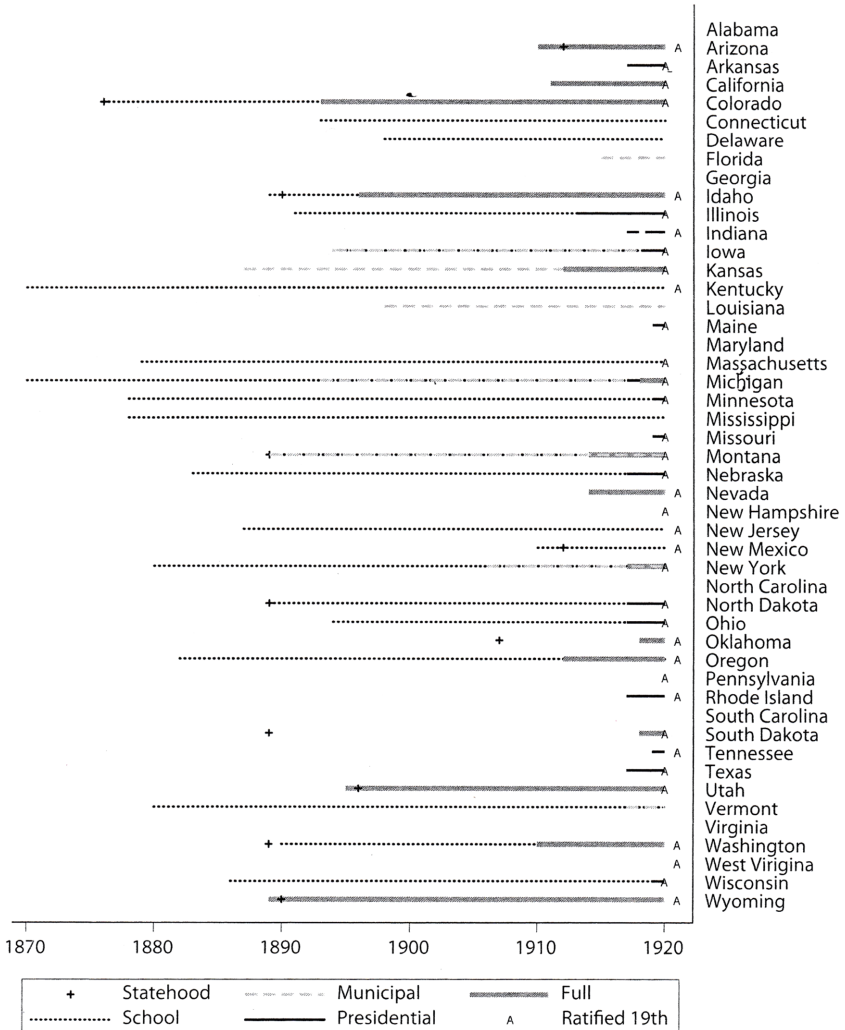


図3 アメリカ各州における女性の権利獲得の時間的変遷

出所：Teele 2014, 85

の採決の段階で影響を与えた政治的機会、活動家の戦略、政党の党利党略に注目する。最後に今後の研究の展望を述べる。

2. 概略史

2. 1. イギリスの女性参政権運動の概略史

1867年、第2回選挙法改正の審議に伴い、女性参政権法案が初めて議会に提出されるが否決となった。同年、ロンドン女性参政権全国協会（London National Society for Women's Suffrage）と、女性参政権全国協会（National Society for Women's Suffrage (NSWS)）が設立された。また、リディア・ベッカーがマンチェスター女性参政権委員会を設立した。このように1867年はイギリス女性参政権運動にとって、新時代の幕開けを告げる年となった。

1870年、女性参政権法案が再び提出され、第2読会まで通過するも否決される。同年、ベッカーによって、『女性参政権（Women's Suffrage Journal）』誌が創刊される。1871年、ロンドン女性参政権全国協会から女性参政権全国協会中央委員会（The Central Committee of the National Society for Women's Suffrage）が分裂するのだが、1874年には、後にイギリス女性参政権運動の中心人物となるミリセント・フォーセットが女性参政権全国協会中央委員会に加入する。

1884年には自由党員を中心に選挙法改正法案が提出されるも、そこに女性参政権は含まれず、1892年、自由党のグラッドストーン政権下でも女性参政権法案は棄却された。ちなみに、1888年、自由党系の女性自由党連盟がNSWSに加盟を申請したことに端を発し、会の政党化を嫌うグループの離反をもたらす結果となってしまった。

1897年、分裂状態の女性団体を統合すべく、フォーセットを中心に女性参政権協会全国同盟（National Union of Women's Suffrage Societies (NUWSS)）が結成され、会長にフォーセットが就任する。一方、1903年には、エメリンとクリスタベル、シルヴィアのパンクハースト母子を中心に女性社会政治連合（Women's Social and Political Union (WSPU)）が結成された。本拠地はパンクハースト母子の家があるマンチェスターに置かれた。「Deeds not Words（言葉ではなく行動を）」を合言葉に、WSPUの戦闘的な抗議が始まる。この運動の一環として、1905年、WSPU活動家が自由党集会に乗り込み逮捕される。

論文

1906年、女性参政権運動の代表は、キャンベル＝バナマン首相（自由党）に面会することができたが、必ずしも色よい返事をもらえたわけではなかった。同年、WPSUは拠点をロンドンに移動させて活動を積極化させ、1907年に『女性に参政権を（Votes for Women）』誌を創刊した。ちなみに、この年に、「女性の資格についての法令」が可決し、州・地方都市議会議長、市町村長の被選挙権を女性に付与することとなり、1908年にエリザベス・ギャレット・アンダーソンが女性初の町長に就任している。他方、女性参政権反対の動きも活発化し、同年、女性による参政権反対連盟（Women's National Anti-Suffrage League（WNASL））が設立されたりもしている。同年、WPSUはハイドパークで大規模な女性参政権集会を開くなど攻勢を強める。

1910年、庶民院議員の多くは女性参政権を支持していたものの、政党間の考えが異なり、うまく法案化しなかった。そのなかで、独立労働党のブレイルフォード議員を中心に「調停委員会」が議会に設けられた。そこでは地方の女性戸主に選挙権を与える案（第1次調停法案）が提起されたが、これは総選挙の実施により中断された。この期間、WSPUは戦闘的活動を一時中断していたが、他方で、同年、WNASLが男性団体と合併し、全国女性参政権反対連盟が設立され、反女性参政権の動きも台頭しつつあった。

1911年、議員提出法案としての第2次調停法案は、いまだに対象が女性全員ではなかったが、第1次よりも所得制限が緩和されており、NUWSSはこれを支持した。しかし、アスキス首相は男子普選を支持していたため、法案は廃案となった。ちなみに、同年、議会法が改正され貴族院の拒否権が制限される事態となっていた。1912年3月、第3次調停法案が14票差で否決された。これはアイルランドの自治法案が妨げられると考えたアイルランド議会党の反対によるものである。一方、熱心に運動に貢献していたベシク＝ローレンス夫妻が、運動の方向性の違いによりWSPUから離脱する。『女性に参政権を』誌は夫妻が管理していたため、WSPUは代わりに『サフラジェット（Suffragette）』誌を発刊することとなる。

1913年、アスキス政権が「囚人の体調悪化による仮釈放法（通称：猫とね

ずみ法)」を可決し、収監された活動家のハンガーストライキに対抗措置を取る。一方、WSPUのエミリー・デイヴィソンがダービーでの活動中、馬にはねられ死亡し、またNUWSSによる大規模なデモが実施された。硬軟の活動ともに女性参政権運動のクライマックスを迎えたと言える年であった。

1914年、第1次世界大戦が勃発すると、NUWSSとWSPUは政治活動を停止し、戦災救援、戦争協力へと傾く。同年、シルヴィア・パンクハーストが戦争反対を掲げたためWSPUから除名されたり、パンクハーストから袂を分かったペシック＝ローレンス夫妻らが統一女性参政権者（United Suffragists）を設立したりするなど、状況は変化しつつあった。

1915年、戦場に送られた男性に代わるかたちで女性の雇用が促進される。彼女たちは軍需工場での労働や、電車、バスの運転手などの仕事を請け負った。戦時下では、同年、従軍看護師のイーディス・キャベルがドイツ軍に銃殺刑に処されるなどの事件も起こっている。1916年には、農業促進女性部隊（ランド・アーミー）が結成され、女性たちの戦争協力は進んでいく。

議会は、女性の戦争協力に応えるかたちで、女性参政権を認める動きへと進む。1916年、超党派委員会が参政権および選挙人登録について審議し、1917年、超党派委員会が参政権改正案を報告する。他方で、同年、WSPUは女性参政権運動からより広い問題へと関心を移すようになっており、女性党と改名し、新たな動きを開始していた。

そしてついに、1918年、財産に関する特定の条件を満たした30歳以上の女性が投票権を獲得する。この年、第1次世界大戦が終結する。1919年、NUWSSは平等市民権協会全国連合（National Union of Societies for Equal Citizenship (NUSEC)）と改名し、男女平等の参政権獲得を目指して運動を継続し、そして1928年、21歳以上の全ての女性に参政権が拡大することとなる。

2. 2. アメリカの女性参政権運動の概略史

アメリカの女性参政権をめぐる議論の出発点は、1848年の女性の権利獲得のための会議である「セネカ・フォールズ会議」であるといえる。当時は、

論文

黒人と女性に参政権が認められておらず、両者に共闘の余地が残されていた。1865年、アメリカ権利平等協会が設立され、黒人と女性の参政権を要求した。しかし、黒人と白人女性の対立を背景に、1867年、アメリカ権利平等協会は解散してしまう。その裏で、1868年、憲法修正第14条が成立し、男性市民に参政権が付与されることとなった。

1868年、スーザン・アンソニーとエリザベス・スタントンは『革命 (Revolution)』誌を発刊し、翌1869年にはアンソニーやスタントンらにより全国女性参政権協会 (National Woman Suffrage Association (NWSA)) が、ルーシー・ストーンらによりアメリカ女性参政権協会 (American Woman Suffrage Association (AWSA)) がそれぞれ設立されることとなった。両派は黒人運動との距離によって対立し、NWSAは黒人男性参政権とは一線を画して女性参政権をもっぱら中心に掲げ共和党に反対したのに対し、AWSAは奴隷制撤廃・黒人男性参政権支持・共和党支持を明確化していた。そんななか、同年、ワイオミング準州で初の女性参政権付与が達成されることとなった。

1870年、憲法修正第15条が成立し、アフリカ系アメリカ人男性にも参政権が付与されることとなった。同年、AWSAは『ウーマンズ・ジャーナル (Woman's Journal)』誌を発刊した。この時期、NWSAは参政権に限らない様々な女性問題を扱ったのに対し、AWSAは女性参政権を第一の目標に据えていた。アンソニーとスタントンの間でも、当時注目を浴びていた女性活動家・ウッドハルとの連携をめぐり対立があり、スタントンがウッドハルと彼女の国際労働者協会との連携を模索したのに対し、アンソニーはそれに反対し女性参政権に議論を限定することを主張するなど、もめ事も多かった。また、1875年、現状でも女性の投票権は認められているとする「ニューディパーチャー論」に対し、最高裁でその考えが否定される判決が出された。

議會をめぐっては、1878年、AWSAの憲法修正案署名運動が功を奏し、議員立法で修正案が提出されるも、翌年上院委員会で否決される。また、1882年、上下両院で、女性参政権特別委員会が発足するも、1888年、上院での女性参政権をめぐる投票は否決される。

そんななか、1890年、NWSAとAWSAの合併が達成される。全国アメリカ女性参政権協会（National American Woman Suffrage Association（NAWSA））が設立され、初代会長にスタントンが就任した。1892年、スタントンはNAWSAの会長を辞任し、後任はアンソニーとなった。理由としては、スタントンの教会批判が問題視されたからだといわれている。1900年、NAWSAの会長にキャリー・チャップマン・キャットが就任し、1904年、NAWSAの会長にアンナ・ハワード・ショーが就任する。このあたりから、移民の増加もあり、それに反対する立場で、白人優位・女性参政権支持の立場が台頭する。ちなみに、この時期、運動の中心に位置してきたスタントンが1902年に、アンソニーが1906年に、相次いで亡くなっている。また、アメリカにおいても反女性参政権の動きは活発化し、1911年、全国女性参政権反対協会（National Association Opposed to Women Suffrage（NAOWS））が設立される。

1911年、NAWSA内にアリス・ポールやルーシー・バーンズらが中心となり、議会委員会（Congressional Committee（CC））が設立されたが、この組織は連邦レベル、特に議会における説得戦略を期待されていた。だが、1913年にCCの代表が議会同盟（Congressional Union（CU））を設立し、活動を街頭へとシフトしていく。ポールやバーンズはパレードや集会を実施しながら、大統領や議員への陳情も繰り返していく。このとき、州レベルで活動したのがNAWSAで、連邦レベルで活動したのがCUという棲み分けができてはいた。

1912年、大統領選に女性参政権を掲げるセオドア・ルーズベルト（進歩党）が出馬すると、民主党と共和党にとって脅威となった。結果は、1913年に民主党のウィルソンが大統領に就任する。ここから女性参政権問題は新しい境地に入っていく。

1914年、CUはウィルソン大統領と民主党批判を展開しNAWSA主流派と対立していく。この年、南部白人への配慮と、州レベルの議論への移行を意図したシャフロース・パルマー憲法修正案が上程されると、NAWSAは賛成するもCUは反対した。女性団体内の対立が激化するなか、1916年、CU

論文

を母体に西部諸州を中心に全国女性党（National Woman's Party（NWP））が結成される。他方、NAWSAの会長にキャットが再任されると、非党派主義を掲げ、ウィルソンの説得に向かい、NWPと対立していく。このあと、NAWSAも全国レベルの活動に重心を置くようになる（いわゆる「勝利計画」）。1917年、CUはNAWSAから離れ、NWPに合流し、NWPは反戦の抗議活動を展開し、多くの逮捕者を出す事態を招いてしまう。

1917年、アメリカが第1次世界大戦に参戦すると、NAWSAは戦争に協力する道を選ぶ。国防審議会女性委員会（Woman's Committee of the Council of National Defense（WCND））の会長にNAWSAのショーが就任したのだが、ここには反女性参政権論者も包含されていた。同年開かれたNAWSA大会では、戦争協力の見返りに女性参政権を実現することが主張された。この年、一部の州では女性参政権が認められるようになっていたため、初の女性議員であるジャネット・ランキン（モンタナ州）が登院している。

1918年、第65連邦議会における女性参政権委員会公聴会で、NAWSA、NWP、反女性参政権組織などの代表が発言している。同年、女性参政権憲法修正案に対して、ウィルソン大統領は支持を表明する。しかし、下院で可決するも、上院で否決される。同年11月、上院選挙において、各女性団体は修正案に反対した議員の落選を推進していく。この年、第1次世界大戦は終結を迎える。

1919年、NAWSAの大会で全国女性有権者同盟（National League of Women Voters（NLWV））が結成される。同年、第66連邦議会で、女性参政権憲法修正案が、上下両院で可決する。アメリカ合衆国憲法修正の条件としては、まず上下両院の3分の2の賛成が必要であり、今回はこれをクリアしたため、次は、全州の4分の3の議会によって承認されるか、または4分の3の州における憲法会議による承認が必要となった（1919年・1920年当時アメリカの州の数は48なので、36州で批准されればよいことになる）。女性参政権成立のための舞台は各州での批准へと向かうことになり、キャットとポールは各州知事へ賛成の訴えを展開していく。徐々に批准がなされていくなか、1920年、ハリー・バーンの賛成により、テネシー州で修正案が批准さ

れ、これで4分の3のハードルを越えることとなり、憲法修正第19条は正式に成立し、女性参政権が認められることになった（表2）。

表2 憲法修正第19条の批准の経緯

順番	州名	批准年月日
1	イリノイ州	1919年6月10日、再確認日1919年6月17日
2	ミシガン州	1919年6月10日
3	ウィスコンシン州	1919年6月10日
4	カンザス州	1919年6月16日
5	ニューヨーク州	1919年6月16日
6	オハイオ州	1919年6月16日
7	ペンシルベニア州	1919年6月24日
8	マサチューセッツ州	1919年6月25日
9	テキサス州	1919年6月28日
10	アイオワ州	1919年7月2日
11	ミズーリ州	1919年7月3日
12	アーカンソー州	1919年7月28日
13	モンタナ州	1919年8月2日
14	ネブラスカ州	1919年8月2日
15	ミネソタ州	1919年9月8日
16	ニューハンプシャー州	1919年9月10日
17	ユタ州	1919年10月2日
18	カリフォルニア州	1919年11月1日
19	メイン州	1919年11月5日
20	ノースダコタ州	1919年12月1日
21	サウスダコタ州	1919年12月4日
22	コロラド州	1919年12月15日
23	ケンタッキー州	1920年1月6日
24	ロードアイランド州	1920年1月6日
25	オレゴン州	1920年1月13日
26	インディアナ州	1920年1月16日

論文

27	ワイオミング州	1920年1月27日
28	ネバダ州	1920年2月7日
29	ニュージャージー州	1920年2月9日
30	アイダホ州	1920年2月11日
31	アリゾナ州	1920年2月12日
32	ニューメキシコ州	1920年2月21日
33	オクラホマ州	1920年2月28日
34	ウエストバージニア州	1920年3月10日、確認日1920年9月21日
35	ワシントン州	1920年3月22日
36	テネシー州	1920年8月18日
批准完了		
1	コネチカット州	1920年9月14日、再確認日1920年9月21日
2	バーモント州	1921年2月8日
3	デラウェア州	1923年3月6日、一旦1920年6月2日に否決
4	メリーランド州	1941年3月29日、一旦1920年2月24日に否決、1958年2月25日まで認定されず
5	バージニア州	1952年2月21日、一旦1920年2月12日に否決
6	アラバマ州	1953年9月8日、一旦1919年9月22日に否決
7	フロリダ州	1969年5月13日
8	サウスカロライナ州	1969年7月1日、一旦1920年1月28日に否決、1973年8月22日まで認定されず
9	ジョージア州	1970年2月20日、一旦1919年7月24日に否決
10	ルイジアナ州	1970年6月11日、一旦1920年7月1日に否決
11	ノースカロライナ州	1971年5月6日
12	ミシシッピ州	1984年3月22日、一旦1920年3月29日に否決

3. 女性参政権成立の論理：重要な変数は何か

3. 1. 戦争と政治的機会

3. 1. 1. 環境の変化

女性参政権導入を説明する際、それは戦争の産物であったという考え方が

ある³。実際に、計量分析では戦争と女性参政権のあいだの相関が見出されている。例えば、ヒックス（2013）は、20世紀を対象に、生存分析の一種であるコックス比例ハザード回帰モデルを用いて、どの要因が女性参政権導入に影響を与えたのかを分析した。彼は独立変数として「戦争」を表す際に、COWデータセット⁴における1年前の「対外的戦争（External War）」という変数を投入している。結果、様々な変数を統制してもなお、女性参政権導入において、戦争という変数はほとんどのモデルにおいて1%水準で有意となっており、その間には高い相関があることが認められる。

しかし、この仮説が正しいと判断するには、次の2つの理由から留保が必要である（以下の指摘はTeele 2014; Rubio-Marín 2014; Adams 2014, 280-282）。1つは、女性の戦時動員の度合いが高かった国（フランス、イタリア）では付与されず、戦争に中立だった国（スカンジナビア諸国）や動員度合いが低かった国（カナダ、アメリカ）で付与されているという指摘がある。もう1つは、戦争が世論を変えたという主張に対し、イギリスでは世論はもともと女性参政権を支持しており、変わったのは議員の選好だったという指摘である。この説に関しても、本当に戦争の産物であったのか、そうであるならばどのような論理で説明できるのかを明らかにしなければならない。

そこで重要となるのが「政治的機会構造（political opportunity structure）」という考えである。この政治的機会構造とは、人々が集合行為をおこなうための誘因を提供する政治的環境を指す（小野 2001, 62-66）。女性参政権を認めてこなかった社会ないし政治家たちがそれを認めてもよい、認めるべきであるというように考えが変わる、要するに環境の変化が起これなければ、戦争が起こっても女性参政権は認められない。つまり、政治家たちの考えに変化をもたらす「政治的機会構造」が重要である。この機会構造のうち、男女間の役割ないし立場に関する公的意識の変化を「ジェンダー化された機会（gendered opportunity）」の変化と呼ぶことがある（McCammon, Campbell, Granberg and Mowery 2001; McCammon and Campbell 2001）が、戦争の文脈で考えた場合、自国から戦地に赴くのはもっぱら男性である。その男性がそれまで務めていた業務の間を女性が埋め

論文

ていくことになり、女性の公的領域への進出が進む（Grayzel 2014）。結果、国内を守ったその功績に報いるために、女性参政権が認められた、というものである。つまり、社会が戦時における女性の活躍を受けて、女性が政治にかかわるのが当然であると考えられるようになることを指す。戦争はこのジェンダー化された機会を変化させたのである。

3. 1. 2. イギリスとアメリカ

では、イギリスとアメリカの状況を考えてみたい。当時の状況は表3にまとめてある。アメリカは実際の戦争が始まっておよそ3年後に参戦することになる。イギリスは当初から戦争当事国であり、そのため、実際の死者数はアメリカのおよそ9倍にも上っている。他の参戦国と死者数だけで単純に比較すると、イギリスは多く、アメリカも決して少なくはなかった。女性の動員という点では、グレイゼル（2014）によれば、イギリスでは開戦初年次におよそ40万人が賃金労働に従事するようになった。他方アメリカでは、戦時の期間が短かったことにより、女性の動員数は少なかったが、民間女性団体の自発的参加という形式をとりながら動員自体はおこなわれた（栗原 2018, 68-71）。結論としては、戦争は両国の女性参政権をめぐる環境に大きな影響を与えたといえる。よって、イギリスやアメリカでは、第1次大戦中の銃後における女性の活躍に対する見返りとして女性参政権が認められた面を否定することはできない⁵。

表3 第1次世界大戦における英米の状況

	参戦日		日数	結果	戦闘の死者数
イギリス	1914年8月5日	～ 1918年11月11日	1559	勝利	908,371
アメリカ	1917年4月17日	～ 1918年11月11日	573	勝利	116,516

出所：COW HP, COW War Data, 1816-2007 (v4.0) より作成

3. 2 女性参政権活動家の戦略

3. 2. 1. 戦略とその意味

女性参政権獲得において重要な要因の1つは、女性参政権獲得を目指す組織の存在であり、その戦略であることは論を待たない。当然ながら、社会運動は一般的に何らかの目的を達成するために存在し、そのためにさまざまな戦略をとることになる。マッキヤモンら（2001）に従うと、彼女たちの戦略は、立法権を有する議会の議員へのロビイング、および、選挙における候補者の支持などの「インサイダー」戦略と、一般大衆に訴えかけ、社会における枠組み（フレーミング）⁶を作り人々に問題を認識させていく「アウトサイダー」戦略に分けられる（McCammon et al. 2001, 58; King, Cornwall and Dahlin 2005, 1216）。では、どの方法が女性参政権成立にとって有意義なのか。アメリカの各州における女性参政権の成立を対象としたキングら（2005）の研究をみておこう。彼らによる計量分析の結果から、次の4点が指摘できる。1つ目は、女性参政権成立という結果に対して、女性参政権運動の戦略のうち重要なのは、政治家へのロビー活動と候補者支援であり、それも法案が議会に上程されて議論が始まる初期の段階に限定される。第2に、女性参政権活動家たちによる外部へのフレーミング活動はほとんど効果を持たない。また、女性参政権組織の規模も大きな影響を与えなかった。第3に、議会に法案が上程され、議論が始まったあと、実際の投票を経て、下院および上院での法案可決へと実際の成立の段階に近づけば近づくほど、女性参政権組織の活動の影響は低下していく。第4に、成立直前期において有意になった変数は、過去にどれだけ同様の法案が提出されたか、であり、繰り返し法案を出し続けることの重要性が指摘できる。

以上、法案成立だけを考えた場合、最終的には議会における男性議員たちの動向に左右されることになるが、法案化初期の段階では女性参政権運動の重要性は否定できない。むしろ、議会の場に議題を到達させるには、女性参政権活動家の運動は不可欠だともいえるのである。

論文

3. 2. 2. イギリス

まず、イギリスから見ていきたい。前述の通り、1900年代・10年代、穏健派のNUWSSと急進派のWSPUが存在した。このうち、WSPUは戦闘的組織であり、破壊活動やハンストを実施した。

1867年に女性参政権法案が提出され否決されて以降、何度か法案は提出されてきた。その後、議会への「インサイダー戦略」をとったのは、ミリセント・フォーセットが率いた、前者のNUWSSであった。この組織は立憲的手段のみを用いることを是とし、議会における支持者等に相談し、彼らの活動の支援をすることを目指した。彼女たちの行動は決して派手ではなかったが、漸進的に成果を収めていた。例えば、庶民院の女性参政権に関する委員会への参加を成し遂げることもできた（河村 2001, 147-152）。そして、1906年、自由党への政権交代により、女性参政権獲得への期待は最高潮に達し、フォーセットらはキャンベル＝バナマン首相との面会にも成功した。しかし、1908年、反女性参政権論者のアスキスが首相に就任するとその機運がしぼむこととなった。以降、NUWSSは自由党に見切りをつけ、躍進しつつあった労働党との連携へと歩を進めていく。女性参政権活動家の選挙方針を受けて政党や政治家がどのような対応をしていくかについて、そして政治家の駆け引きについては、次の章で述べたい。

ちなみに、第1次世界大戦下では、政治的イデオロギーの枠を超えて情報一元化などを含む戦時協力体制が築かれたものの、市民的自由は相当程度許された。そして、体制協力によって女性の社会進出が進み、女性たちは自分たちが社会において重要な存在であることを自覚するようになっていくのだった（Strachey 1928）。

3. 2. 3. アメリカ

アメリカでは、1848年のセネカ・フォールズ会議が、女性参政権獲得運動の出発点とされるが、それ以降、アフリカ系アメリカ人の選挙権の問題との絡みから、女性団体同士の対立などもあり、女性たちは一枚岩で動くことはできなかった。それでも、幾度となく女性参政権に関する法案は連邦議会で

提起されていた。アメリカでは、連邦レベルと州レベルの2つのレベルで運動が展開されたが、まず州レベルで女性参政権が拡大する。1869年のワイオミング州を皮切りに、1870年のユタ州、1893年のコロラド州、1896年のアイダホ州、1910年のワシントン州、1911年のカリフォルニア州など、当初は西部諸州から広がった。連邦レベルの活動は紆余曲折を経て、1910年代に入り、再活発化する。

分裂していた女性参政権運動家たちの統一的な動きが結実したのが、1890年のNAWSAの設立であった。このNAWSAはスーザン・アンソニーとエリザベス・スタントンが中心となり、その後、徐々に、アンナ・ハワード・ショーやキャリー・チャップマン・キャットが主導的地位を占めていくことになる。このNAWSAは州レベルでの活動を中心に据えたのに対し、連邦レベルでの活動を見据え、1911年にその内部組織としてCCが設立されていた。同年にこのCCの代表であるアリス・ポールやルーシー・バーンズらによりCUが設立されたが、連邦レベルでの活動を中心に進めるCUは過激な活動が目立つようになり、NAWSA主流派と対立し、1916年、CUを母体にNWPが設立されることになる。

つまり、1910年代当時は、女性参政権運動家に関しては、穏健派のNAWSAと、急進派のCU・NWPが存在していた。第1次世界大戦がはじまり、アメリカの立ち位置が問われるなか、イギリスのWSPUに影響を受けた戦闘的組織であったCU・NWPは、「アウトサイダー」戦略を重視して街頭でのデモやパレード、ピケを駆使し、反戦を徹底し、ウィルソン大統領と民主党を攻撃し続けた。反対にNAWSAは戦争に協力し、ウィルソンに粘り強く交渉を続けた。アメリカは、イギリス同様、戦時下で協力体制が築かれるが市民的自由は相当程度許された。加えて、イギリス同様、19世紀末から幾度となく連邦議会に法案が提出されていた。そして、女性の戦時体制への協力は急速に進展した。例えば、NAWSAの主力メンバーであったショーは国防委員会の女性委員会委員長となり、キャットはNAWSA内に戦争協力のための諸機関を設け戦時体制を支えていった。

次章では、法案成立をめぐる時期に焦点を当てるので、「インサイダー」

論文

戦略としての議員への働きかけと、議員たち、とくに大統領の行動を中心に据える。その前に、今までの議論を総合し、政党と選挙の視点に触れたティールの見解についても見ておこう。

3. 3. 選挙と党派性：政党と議員

3. 3. 1. 政党と議員、そして選挙

ティール（2014, 2018）は、準民主制下⁷という条件のもと、女性活動家だけでなく、政党⁸に焦点を当てて、説明を試みている。一定の政治的競争が存在し、制限選挙が導入されている準民主制のもと、女性参政権運動家がどの政党を支持するかと、もし女性参政権が認められた時、政党側がどのような結果が起こると予想しているかを、彼女は重視する。

ではティールの議論を少し細かく見ていこう。ティールのモデルは図4にまとめられる。まずは当該国の政治的亀裂とそれに基づいた政党間の競争が

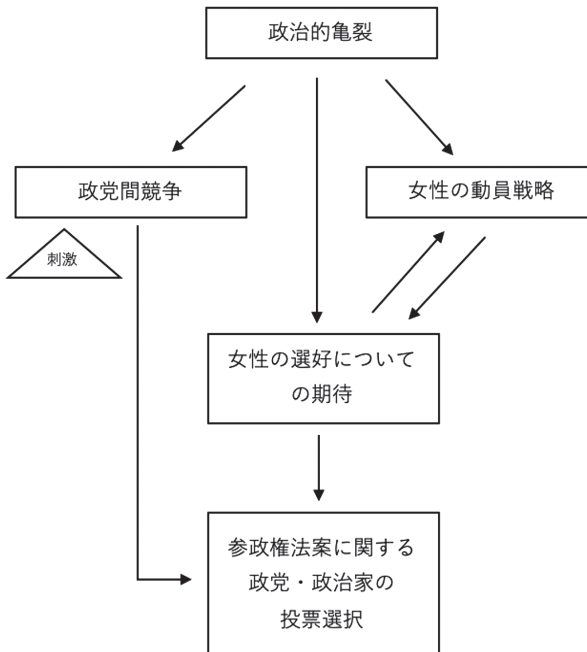


図4 参政権の論理

出所：Teele 2018, 31.

表4 選挙の誘因と参政権付与

		政治的競争度合	
		低い	高い
政治指導者・ 政党が、女性 を動員でき ると考える	考える	何もしない	指示する
		例) 米南部	例) 米西部／英労働党 (1918)
	考えない	抵抗する	抵抗する
		例) 米北部	例) 仏第3共和政・急進党／英自由党 (1906)

出所：Teele 2018, 33, 46を1つにまとめた。

どのようなものが議論の背景となる。その既存政党は、もし女性に新たに参政権が与えられた場合、どれくらい女性票を獲得できるのかについて推測をおこなって行動を決める。これは一面では政治的亀裂の影響を受けるが、もう1つ、女性参政権運動の側の戦略にも影響を受ける。運動側は自分たちの選好を通常の活動で政党側に伝えることができる。この選好は運動家たちの関心を大いに反映したものになる。特に、女性参政権運動家が、対議会対策、いわゆる「インサイダー」戦略をとることが重要である。なぜなら、前述の通り、この戦略をとらなければ、法案制定には結びつかないからである。

以上の流れを踏まえて、ティールは、①政治指導者や政党が自分たちの支持を増やすよう女性を動員できると考えるか否か、②環境として政治的競争度合は高いのか低いのか、という2つの変数に整理して2×2のマトリックスを作成している（表4）。この表4を説明すると、まず、かりに政治指導者や政党が女性参政権を与えたにもかかわらず女性票の獲得を期待できない場合は、政治的競争の程度にかかわらず、彼らは参政権付与には反対する（左下・右下）。次に、かりに政治指導者や政党が女性参政権を与えたあとにおいて女性票の獲得を期待できるとみなした場合のうち、政治的競争の度合が低い場合（例…一党優位制）は、現状を変更する理由がないので彼らは何も行動を起こさない（左上）。最後に、かりに政治指導者や政党が女性参政権を与えたあと女性票の獲得を期待できるとみなした場合のうち、政治的

論文

競争の度合いが高い場合は、彼らは女性票を動員できるので女性参政権を支持する（右上）。この最後が女性参政権獲得の条件ということになる。

ティールの仮説をまとめると、「競争的な環境下で、政党指導者が仮に女性参政権を認めた場合に自党への投票を他党よりも増大させられると考えたとき、彼らはその女性参政権を認める」というものになる。最終的には、議会で法案成立の条件を満たす多数派が形成されれば、女性参政権は認められることとなる。

3. 3. 2. イギリス

当時のイギリスは、保守党と自由党の二大政党制であり、徐々に第3党として労働党が拡大を続けていた時代になる。また、アイルランド問題をめぐり、アイルランドの諸政党も議会に参入する状態であり、競争選挙下にあったことは確かである。

当時は、男子のうち、一定の所得を有していなければ参政権を与えられなかった。その状況に対し、各政党の政策は異なっていた。ティール（2014）によると、保守党や自由党は現状の男子制限選挙を支持していたものの、これを拡大するときどこを対象とするかで意見が異なっていた。女性は一般的に保守的であると考えていた保守党は、所得制限を課したまま女性に参政権（「制限付き女性参政権」）を付与することを好んだのに対し、自由党は保守的女性に参政権を与えて保守党を利する可能性から、男性労働者を含むこととなる男子普通選挙（以下普通選挙は「普選」とする）を好んだ。つまり、自由党は多くの女性参政権団体からの支持を受けていたにもかかわらず、内実としては女性参政権には消極的な態度を示しがちであった。他方、躍進中の労働党は、保守的である可能性のある女性に参政権を付与するよりは、男子普選を最優先に考えていた。ただし、労働者女性を取り込むことのできる男女平等普選も、「制限付き女性参政権」よりは好ましい選択肢の1つと考えていた。

NUWSSは前述の通り、自由党に見切りをつけ、1912年には、躍進しつつあった労働党との連携へと舵を切る。NUWSSは労働党と、「選挙闘争基金

政策（EFF: Election Fighting Fund）」と呼ばれる連合を組んで、支持する先をそれまでの自由党から新たに労働党に移し、補欠選挙において人的・財政的支援をおこなった。その結果、EFFによって、自由党候補の票は奪われ、労働党候補の得票が増大するなど一定の成果を収めた⁹。この女性活動家たちの離反的行動が、その後の自由党の衰退の一因となったという考えもある。

だが、どのようなかたちで女性参政権を認めるかは前述の通り、いくつかのパターンがあり、各党が納得できる共通の政策としてまとめることがなかなかできなかった。女性参政権だけでなく、兵役についていた男性への参政権付与の問題を含む選挙法改正案では、1916年、閣僚の1人である賛成派のヘンダーソン（労働党）らが、25歳以上の女性に参政権を付与するという案、つまり「男女で年齢の異なる男女参政権」を妥協の策として提起した。しかし、アスキス内閣は兵役についたものに対してのみ参政権の拡大を認めようしたため、ヘンダーソンらは女性参政権を法案に織り込まないなら辞任すると脅しをかけた。この当時、戦時の女性の活躍から、メディアを含む世論も女性参政権に好意的となり、それに反対の議員も減少しつつあった。1916年9月、ついにアスキスは女性参政権を認めることになる（Teele 2014, 2018; 酒井 1993; 河村 2001; Smith 2007, 83）。

これを受けて参政権問題を議論する議長会議が開かれ、賛成論者の議員たちは、反対派の懸念を和らげ、賛成の声を多数派にするために、女性の投票権年齢を引き上げる案をNUWSSのフォーセットらに提案し、同意を取り付けた。その男女のあいだで年齢が異なる参政権という案をまとめた議長報告に対し、フォーセットらはむしろ各女性団体の代表たちを説得していく側に回った。完全な平等を求める声もあったが、女性団体の多くはこの案を支持し、それが内閣提出法案に織り込まれることを認めた。

この案に主に抵抗したのは保守党であった。この当時は超党派の挙国一致内閣が形成されていたが、ほとんどの保守党議員は女性参政権に反対であり、同じく反対であったアスキスから、1916年12月に、女性参政権に同情的なロイド＝ジョージに首相が変わっても大きな変化はなかった。保守党は内閣に

論文

ゆさぶりをかけ閣内の分断を図ったが、ロイド＝ジョージ内閣は内閣提出法案ではなく議員立法での提出を示唆し、この画策を粉碎した。

1917年3月、自由党のアスキスと保守党のボナー＝ローは、女性参政権を認めるも、戦時下で活躍した若い女性労働者たちにはそれを与えない動議に同意し、自由党と保守党の多くの賛成を勝ち取った。

法案成立の機運が高まっていくなか、最終的に反対が多かった保守党議員の多くが雪崩を打って賛成に回り始めた。第1の理由としては、法案可決後、女性参政権に反対した事実が、次の総選挙のときに女性有権者の反発を招き、結果として自らの当落に悪影響を及ぼす可能性があると考えたことがあげられる。第2の理由としては、今回の法案では、軍需産業でもっとも汗を流した未婚の労働者の女性は有権者の範囲から排除され、30歳以上の中産階級の女性、特に母親世代が対象となったことから、保守党議員は自分たちの選挙に有利に働く法改正であることを認識したことがあげられる (Smith 2007, 73-91)。

そして1918年6月、女性参政権条項を含む「人民代表法案」が審議され、庶民院では賛成が385、反対が55で可決した。そして、同年6月、庶民院での圧倒的多数の賛成が圧力となったこともあり、貴族院でも134対71で賛成多数となり、制限付きであり、30歳以上ではあったが女性参政権が認められることになった。

最後に、戦争の要素についても触れたい。これもまた、長期にわたる女性参政権獲得の戦いの環境を大きく変えた。第1に、NUWSSもWSPUも戦争を支持し協力体制へと進んだことである。第2に、女性参政権に反対のアスキス首相が辞職したことである。第3に、挙国一致内閣の出現により、党派対立が緩和したことである (Smith 2007, 73)。

まとめると、イギリスは、女性たちが戦争協力し、政治家・政党が将来の選挙について考慮した結果、参政権が認められたという帰結になった。

3. 3. 3. アメリカ

当時のアメリカは共和党と民主党の二大政党が争う競争選挙のもと、議会

政治が展開されていた。ティールの「準民主制」の定義には十分当てはまっていたと考えることができる。

では、女性参政権をめぐる状況はどうであったか。1878年に上院議員のサージェントが女性参政権のための憲法修正を提案して以降、先駆者である活動家の名前をとって「スーザン・B・アンソニー修正 (the Susan B. Anthony Amendment)」と呼ばれるようになるこの憲法修正案は、幾度となく議会上程された。

前述のように、NAWSAは組織として戦争協力の道を選択し、これらの動きを政治家は総じて評価した。特に重要であったのは、1916年、NAWSAの会長にキャットが再任されたことであり、彼女は非党派主義を掲げてウィルソン大統領の説得に向かい、NWPと対立する道を選んだ。NAWSAも全国レベルの活動に重心を置くようになり、いわゆる「勝利計画」を考えるようになる。キャットらNAWSAはCU・NWPの反戦・反ウィルソンという過激な動きを徹底的に批判し、それらとは一線を画したわけだが、連邦レベルへの戦術転換を図ったNAWSAが、州レベルで物事を進めるべきと考えていたウィルソンを説得し、1916年に、彼および民主党に連邦レベルでの女性参政権の導入を認めさせた。他方、州レベルであったが、共和党も女性参政権を公約として認めた (Lunardini and Knock 1980-81, 661-662)¹⁰。

女性の戦時の活躍を踏まえ、政治家・政党も態度を軟化させた結果、女性参政権に賛成する議員は共和・民主両党に存在するようになっていた。1917年9月末には女性参政権に関する委員会が下院で開かれようになった (Hill 2006, 85)。しかし、1918年1月から1919年6月にかけて上下両院において5回にわたり修正案が投票にかけられたがいずれも僅差で敗れていた。NAWSAもNWAも反対する候補者の落選を主導し、圧力をかけるなどしたことで影響を与えた (NWAは民主党員に焦点を絞った) が、ウィルソン大統領も議員たちに対して直接行動を起こした。上下両院の議員に直接賛成を呼びかけたり、書簡を送ったり、1918年1月9日には反対する下院議員を説得し、下院の法案通過をもたらしたりしたが、このとき上院は通過しなかった (Lunardini and Knock 1980-81, 666)。以降、修正案通過の焦点は上

論文

院にあることが分かり、1918年9月30日にウィルソンは上院でスピーチをおこなったが、それでも上院の壁は厚く、修正に必要な3分の2を越えられず、僅差で賛成に至らなかった。

NAWSAは1918年11月の上院選挙の際、修正案に反対した候補者の落選運動を主導し、圧力をかけた。その結果、女性参政権賛成の議員の数が増大し、上院議員の多くは次の選挙の勝敗を考え、考えを改めるようになっていった(Hill 2006, 86-87)。1919年、下院は修正案を通過させ、舞台は上院へと移った。ちょうどこの時分に、第1次世界大戦が終結したため、戦時体制から解放された現在、上院議員のなかには、もう女性への参政権付与の必要はないのではないかとの声も出始めた。そこでウィルソンは上院議員に圧力を加え、賛成56、反対25で規定の3分の2の議席数を上回り、ついに女性参政権を含む連邦憲法第19条修正が連邦議会で可決した。

その後の問題は州レベルに移った¹¹。NAWSAは州ごとに独自の役割を定めた。NAWSAを率いたキャットの「勝利計画」では、すでに女性に大統領選挙の選挙権が与えられていた州は憲法修正案可決を、女性参政権獲得の可能性があるところでは州憲法の修正を、見込みの低い南部の州は大統領予備選挙の選挙権獲得を、それぞれ目指すことが掲げられた。女性参政権によってメリットを期待する勢力が後押しした結果、批准は中西部、南部から順番に始まり、北西部、北東部にかけて進み、深南部諸州を残して修正案は成立した。そして、1920年に修正憲法19条が成立し、連邦レベルで女性参政権が認められることとなった。

まとめると、アメリカもイギリスと同様に、女性たちが戦争協力し、女性参政権活動家の活動の影響を経て政治家・政党が将来の選挙での当選の見込みを考えた結果、参政権が付与されたという結果となった。

4. 最後に

4. 1. まとめ

以上から、英米のあいだには、細かい事実においては相違が存在するが、いくつか共通する流れを指摘することができる。まず、両国とも、19世紀

後半から女性参政権運動が活発化し、「アウトサイダー戦略」も「インサイダー戦略」もともに活用しながら、法案成立を目指した。しかし、環境が整っていなかったこともあり、その試みは幾度となく阻まれることになった。しかし、彼女たちの行動は、可決には至らなかったが、それぞれの国の議会に法案を上程させるレベルまでには影響力を強く保持していた。

その状況を変えたのが「政治的機会」の変化であった。第1次世界大戦の発生と、それに伴う女性の公的領域への進出による男性たちの意識の変化、すなわち「ジェンダー化された機会」の変化であった。

そして戦争終結前後、「ジェンダー化された機会」の変化により、男性政治家の意識は大きく変化する。イギリスではどのような種類の参政権を認めるか、アメリカでは州レベルと連邦レベルのどちらを重視するかなどの違いはあったが、国政レベルで女性参政権を認める政治家は増えていったのである。最後は、政治家および政党間の駆け引きと、参政権を認めた場合における自党および政治家自らの勝利の可能性などに鑑みて、女性参政権が認められることとなる。

4. 2. 問題点

以上の英米の例は、世界的な女性参政権の歴史のなかでは頻繁に取り上げられる事例であるが、これが標準であるとは言えない可能性がある。つまり、これをモデル化して他の国をみたときに、今回あげた要因はそれほど重要でない、もしくは他の要因が重要である可能性がある。戦前の日本などを念頭に置きながら、いくつか問題点を指摘しておきたい。

1つ目は、拒否権プレイヤー¹²の問題である。イギリスでは、1911年の議会法の改正により、民選でない貴族院の権限が大幅に縮小され、同院が女性参政権に反対したとしても、庶民院の意向が議会全体の意思として反映させることができるようになった。またアメリカは上下両院ともに民選であり、国民の声を無視して議員たちは当選を勝ち取ることができなかった。つまり、英米では、女性参政権を認めたときに影響を受ける政治家のみが重要なアクターであったといえる。選挙を経ない議員からなる日本の貴族院が重要な障

論文

壁となったことを考えると、女性参政権支持者にとって、英米の制度は有利な条件であったと考えられる。

では、例えば上院が民選であればうまくいくかという点、そうでもない。ティール（2018）の戦間期のフランス第3共和政の分析によれば、フランスでは女性参政権に賛成する法案が下院では可決したものの、上院で否決され、成立に至らなかった。フランスの女性参政権運動家の活動は英米と比較して弱体であり、地方への浸透度合いも低く、ロビー活動も低調であった。だが彼女が重視するのは、反女性参政権の価値観を持つカトリック勢力の影響の強さである。彼ら聖職者や信者たちは、女性に参政権を与えることが共和国の崩壊をもたらすと考えていたのである。選挙の文脈で考えてみると、上院においてカトリック勢力が強い地域から選出された急進党の政治家が、女性参政権導入に反対したことが指摘されている。急進党は世俗化を唱える政党であり、反カトリックの立場であったにもかかわらず、カトリックが優勢な選挙区出身の急進党議員たちの多くが女性参政権に反対したことは将来の選挙での勝利の可能性が低いと判断した結果であったと考えられる。

女性参政権獲得について選挙と政党に注目した研究として、プシェヴォルスキ（2008）を参考にすると、彼は主に戦前の欧米諸国の事例から、カトリック国では右派政党が権力を持ちつつ、反対派政党が台頭した時に女性参政権が与えられやすいと見た。なぜならば女性は概して保守的であり、女性参政権を認めると自党への票が拡大するからである。他方、非カトリック国では左派政党が政権のときに女性参政権が達成されているとした。なぜかといえば、当然、女性の多くは進歩的であるために女性参政権を認めると自党に有利だからである。やはり、分析においては、そのような文化的な視点と政党の関係も織り込まなければならないであろう。

第2に、戦争協力が重要であったとして、それが女性参政権の獲得に結び付くかどうかはその国の文脈に依るのではないかと、という点である。つまり、英米はともに戦勝国であり、勝利の分け前に女性もあずかることができたと考えられるかもしれない。しかし、敗戦国であった日本で女性参政権が認められたのは戦後のことであり、占領国であるアメリカの影響を強く

受けた。これを、日本人女性の戦争協力が評価された結果であると考え人は多くないだろう。

つまり、戦争という変数をどう扱うべきかを考えなければならない。英米は戦争という状況が政治的機会を変えたが、議論の一般化を目指す場合、戦争という事象に限定してしまうよりは、「政治的機会」や「ジェンダー化された機会」の変化という概念に置き換えて説明したほうがよい可能性がある。日本もそうであるし、戦争を経ずに植民地から解放されたり、独立を達成できたりした国や地域で女性参政権が達成された場合は、政治的機会の変化という要因を用いて考えないといけないだろう。

加えて、日本は「15年戦争」という言葉で説明されることがあるように、戦時体制は英米と比較すると長期にわたり、女性たちはいわゆる「ファシズム体制」への協力を期待されることになった。女性の戦争協力が短期間で終わった場合と比べて、政治的自由が制限されることの多い長期の戦時体制下での女性の戦争協力は、ファシズム体制下でなかったとしても、非民主的な政治システムのなかに深く埋没してしまう可能性がある。加えて、戦時体制下では議会はほぼ自由な議論ができなくなる。同じく、その国がファシズム体制下でなかったとしても、女性参政権をめぐる議論は一時休止を余儀なくされてしまうのである。条件の異なる英米の成功例が、前提が違うなかで、その後の女性参政権運動家の行動を見誤らせた可能性はなかったのだろうか。それぞれの例を見ていかなければならないだろう。

【注】

- 1 イギリスについては Strachey 1928; Adams 2014; Smith 2007; 河村 2001; Teele 2018; 中村 2017; 南野 2004; 富田 2008 などを参考にした。
- 2 アメリカについては 栗原 1993, 2018; Kurihara 2001; Hill 2006; Adams 2014; Teele 2018; McConaughy 2013; 篠田 1980, 1982, 1983; 高村 2004 などを参考にした。
- 3 日本で考えると、戦争の影響は戦勝国アメリカによる敗戦国日本への女性参政権の導入であり、一般的に考えれば、もともと女性参政権の存在しなかった国

論文

- が、それがなかった国を占領した場合、女性参政権を認める憲法などが導入されるというものである。日本をここに位置付ける点には批判もありうる。日本の戦前の婦人参政権運動の功績を否定するものでもなく、憲法制定前に女性参政権導入が閣議決定されていた事実を無視するものはないかという批判である。だが、敗戦がなければ女性参政権導入は困難であったと考え、この例とした。それ以外では、第1次世界大戦を経た混乱のなかドイツやロシアで女性参政権が認められ、第2次世界大戦を経たフランスやイタリアなども戦争という出来事を経験したあと、国政レベルにおいて女性参政権が認められるようになった。
- 4 COWはCorrelates of Warの頭文字で、戦争に関するデータセットプロジェクトである。戦争に関する数量データの蓄積については伝統がある。HPは以下。
<https://correlatesofwar.org/> (2019年12月25日アクセス)
 - 5 これは様々な国の女性参政権活動家たちにも影響を与えた。第2次世界大戦を経験する日本でも、著名な活動家であった市川房枝は、主張としては戦争反対であったものの、1930年代に世の中が軍国主義化の兆候を示すなか、「第1次世界大戦下の米国の婦人団体の例に倣って、日本の全婦人を網羅する一元的な組織網を作り上げ、その機能的な活動を通じて「協力」を果たす一方、それを砦に婦人の最低限の権利や生活を守りつつ普選の契機を探る計画」をもってたとされる(菅原2002, 284)。
 - 6 不満をもつ諸個人は何らかのアイデンティティを提示され、それに共鳴したとき、運動に参加する。この過程が「枠付け」「フレーミング」である(小野2001, 66-70)。つまり、女性参政権が成立していないことで生じる不満は、運動家が提示する概念やシンボルなどを見聞した人々がそれに共鳴し(それらに28枠付けされ)、賛同していくことによって公的に認知され、社会問題となるのである。
 - 7 テールによれば、準民主制では、次の3点が女性参政権成立の流れに影響を与える。1つ目は意思決定に関する政治上のルール、2つ目は議会における政治権力の配置状況、3つ目は組織指導者の立法過程の十分な理解、である(Teele 2014, 539)。彼女は、あらゆる状況で、女性参政権が議論されうと考えておらずその前提条件(=準民主制下)が必要であることをここで論じている。
 - 8 近年の比較民主化研究における政党への注目を論じたものとして、Capoccia and Ziblatt 2010。
 - 9 一連の経緯は、酒井1993; Teele 2014に詳しい。
 - 10 他方、急進派のウィルソンへの攻撃が彼の翻意をもたらししたという説もある(Graham 1983-84)。また、ウィルソンの果たした役割は重要であったが、彼の意図や動機については議論が分かれている(Lunardini and Knock 1980-81; Graham 1983-84)。
 - 11 連邦議会議員が州レベルで選出されるためと、憲法修正の批准を州ごとにおこなうため、州レベルでの賛成を勝ち取る必要があった。
 - 12 拒否権プレイヤーとは、政治学者のツェベリスが概念化したもので、現状を変更する際に同意を得る必要があるアクターのことである。彼によれば、二院制

などの制度的なもの、政党などの党派的なものに分かれる。このプレイヤーが多ければ多いほど、現状の変更は困難になる（Tsebelis 2002）。

参考文献

- Adams, Jad(2014). *Women and the Vote: A World History*. Oxford University Press.
- Capoccia, Giovanni, and Daniel Ziblatt(2010). The Historical Turn in Democratization Studies: A New Research Agenda for Europe and Beyond. *Comparative Political Studies*, 43(8-9), 931-968.
- Graham, Sally Hunter (1983-1984). Woodrow Wilson, Alice Paul, and the Woman Suffrage Movement. *Political Science Quarterly*, 98(4), 665-679.
- Grayzel, Susan R.(2014). Women's Mobilization for War. 1914-1918-online. *International Encyclopedia of the First World War*. <https://encyclopedia.1914-1918-online.net/home> (accessed 12/29/2019)
- Hicks, Daniel L. (2013). War and the Political Zeitgeist: Evidence from the History of Female Suffrage. *European Journal of Political Economy*, 31, 60-81.
- Hill, Jeff(2006). *Women's Suffrage (Defining Moments)*. Omnigraphics.
- King, Brayden G., Marie Cornwall and Eric C. Dahlin(2005). Winning Woman Suffrage One Step at a Time: Social Movements and the Logic of the Legislative Process. *Social Forces*, 83(3), 1211-1234.
- Kurihara, Ryoko(2001). *The Japanese Woman Suffrage Movement in Comparison with the American Movement*. Shinzansha.
- Lunardini, Christine A. and Thomas J. Knock(1980-81). Woodrow Wilson and Woman Suffrage: A New Look. *Political Science Quarterly*, 95(4), 655-671.
- McCammon, Holly J.and Karen E. Campbell(2001). Winning the Vote in the West: The Political Successes of the Women's Suffrage Movements, 1866-1919. *Gender & Society*, 15(1), 55-82.
- McCammon, Holly J., Karen E. Campbell, Ellen M. Granberg and Christine Mowery(2001). How Movements Win: Gendered Opportunity Structures and U.S. Women's Suffrage Movements, 1866 to 1919. *American Sociological Review*, 66(1), 49-70.
- McConaughy, Corrine M. (2013). *The Woman Suffrage Movement in America: A Reassessment*. Cambridge University Press.
- Przeworski, Adam(2008). Conquered or Granted? A History of Suffrage Extensions. *British Journal of Political Science*, 39(2), 291-321.
- Ramirez, Francisco O., Yasemin Soysal and Suzanne Shanahan(1997). The Changing Logic of Political Citizenship: Cross-National Acquisition of Women's Suffrage

論文

- frage Rights, 1890 to 1990. *American Sociological Review*, 62(5), 735-745.
- Rubio-Marin, Ruth(2014). The Achievement of Female Suffrage in Europe: on Women's Citizenship. *International Journal of Constitutional Law*, 12(1), 4-34.
- Smith, Harold L. (2007). *The British Women's Suffrage Campaign, 1866-1928*, 2nd rev. ed. Pearson.
- Strachey, Ray(1928). *"The Cause": A Short History of the Women's Movement in Great Britain*. G. Bell and Sons. 邦訳:吉田尚子ほか訳『イギリス女性運動史 1792-1928』みすず書房, 2008.
- Teele, Dawn Langan(2014). Ordinary Democratization: The Electoral Strategy that Won British Women the Vote. *Politics & Society*, 42(4), 537-561.
- Teele, Dawn Langan(2018). *Forging the Franchise: The Political Origins of the Women's Vote*. Princeton University Press.
- Tsebelis, George(2002). *Veto Players: How Political Institutions Work*. Russell Sage Foundation. 邦訳:眞柄秀子・井戸正伸監訳『拒否権プレイヤー』早稲田大学出版部, 2005.
- 河村貞枝(2001). 『イギリス近代フェミニズム運動の歴史像』明石書店.
- 栗原涼子(1993). 『アメリカの女性参政権運動史』武蔵野書房.
- 栗原涼子(2018). 『アメリカのフェミニズム運動史 女性参政権から平等憲法修正条項へ』彩流社.
- 酒井順子(1993). 「「女性選挙権協会全国連合」とイギリス労働党の選挙協力 自由党の衰退と労働党の勃興を背景に」『史苑』53(2), 6-36.
- 篠田康子(1980). 「アメリカ婦人参政権運動の反対勢力」『金城学院大学論集 人文科学編』13, 109-130.
- 篠田康子(1982). 「ウッドロー・ウイルソンと婦人参政権」『金城学院大学論集 人文科学編』15, 167-183.
- 篠田康子(1983). 「アメリカにおける禁酒運動と婦人参政権」『金城学院大学論集 人文科学編』16, 99-118.
- 菅原和子(2002). 『市川房枝と婦人参政権獲得運動 模索と葛藤の政治史』世織書房.
- 高村宏子(2004). 「アメリカ、カナダにおける女性の第一次大戦参加と参政権獲得議会の審議過程を中心として」『東洋学園大学紀要』12, 49-58.
- 富田裕子(2008). 「Women's Social and Political Union (女性社会政治連合) と英国の婦人参政権運動」『Seijo English monographs』40, 289-343.
- 中村久司(2017). 『サフラジェット 英国女性参政権運動の肖像とシルビア・パンクハースト』大月書店.
- 南野泰義(2004). 「1918年英国総選挙とアイルランド問題」『立命館国際研究』17(2), 201-229.